

雰囲気論の視点から見たカントの趣味判断

古川裕朗

(受付 2016年5月31日)

第1章：雰囲気論の視点

G・ペーメは、H・シュミッツの「雰囲気」概念¹⁾を継承し、「新しい美学」ないし「一般知覚論」を提唱する。その特徴の一つは、いわゆる高級芸術以外の周辺領域をも考察対象とする点である²⁾。そこには、デザインやインテリア、広告などの経済活動、また政治的な振る舞いに至るまでの美感的現象一般が含まれる。この周辺領域に対してペーメが一面において肯定的な視線を向けているのは確かである。しかし、周辺領域をあえて主題化するペーメの意図の中には、少なからぬある危惧が潜んでいることにも注意しなければならない。ペーメによれば、「劇場としての政治」はファシズムなどの全体主義一般にだけ見られることではない。メディア時代の政治には、「大衆」に対する雰囲気的な演出や情動の産出が本質的に含まれている。雰囲気は私たちに対して情動的に襲いかかり (affektiv betreffen)、私たちをその雰囲気 성격と同じ気分させる (anmuten)。だから、新しい美学としての雰囲気論の役割は、「それが生じる方法を批判し、これによって個人を感情 (Gefühle) の操作から引き離し、個人に自由を取り戻してやること」に他ならない³⁾。

- 1) シュミッツとペーメの雰囲気概念は必ずしも全面的に一致してはいない。シュミッツにとって雰囲気とは感情のことであり、雰囲気としての感情は没場所的に空間に溢れ出るというのが、シュミッツの特徴である。他方、ペーメが言うところの雰囲気は、基本的に日常語における雰囲気と大きな違いはない。それは気象上の雰囲気、人間の佇まいにおける雰囲気、社会的なコミュニケーションにおける雰囲気などであり、私たちは「晴れやかな」「穏やかな」「和やかな」など、それぞれの雰囲気の「性格 (Charakter)」を言い表す言葉を豊富に持っている。そうした雰囲気は主客の中間的存在であり、ペーメはシュミッツの用語を継承して雰囲気存在身分を「準物体 (Halbding)」と呼ぶ。したがって、「实在 (Realität)」としての基体を欠いている雰囲気に対し、私たちはその「現実性 (Wirklichkeit)」を感知する形で関わることになる。
- 2) ペーメは著書『雰囲気』において、主にカントを念頭に置きながら、従来の古典的美学と対比させつつ、「新しい美学」について3つの特徴を述べる。ペーメの目論みを概括するのであれば、これは判断・言語的伝達・純粹芸術を重視する立場から経験・現実性・美的技術一般を重視する立場への転換であり、現実性としての「雰囲気」の経験をあらゆる行為事象の内に見出していく「一般知覚論」を模索する立場である。Vgl. Gernot Böhme, *Atmosphäre. Essays zur neuen Ästhetik*, Berlin 2013, S. 22–25.
- 3) Vgl. G. Böhme, *Ästhetik: Vorlesungen über Ästhetik als allgemeine Wahrnehmungslehre*, München 2001, S. 183. (G・ペーメ『感覚学としての美学』井村彰・小川真人・阿部美由起・益田勇一訳、2005年、259–260頁を参照。)

ベーメが指摘しているのは、現代社会の中で雰囲気的に襲い来るものの禍々しさである。それは、もっともらしくもあるがゆえに、嘘くさくもあるという意味において禍々しい。こうした禍々しさは、一般の実社会においてよりも、むしろアートの世界の方が、あからさまである。ベーメは、ティエリー・ド・デュヴの「デュシャン以後のカント」に関して、特に「宣言」⁴⁾の概念に着目する⁵⁾。作者の宣言によって何かが芸術作品になったり、自身が芸術家になったりするということは、その禍々しさの最たるものの一つであろう。またベーメは、A・C・ダントーの「アートワールド (artworld)」を念頭に置きながら、「宣言」が機能するには何らかの文脈が必要であるとも述べる。しかし、このアートワールドの概念も禍々しさを免れない。ダントーは、アートワールドを「芸術理論の雰囲気情況 (atmosphere)」⁶⁾と呼ぶ。私たちは、ある対象を芸術であると認定しようとする気運の歴史的な高まりに襲われる中で、その対象を芸術として受け入れるようになる。だから、私たちは実際には必ずしも芸術理論を精確に理解していなくても構わないことになる。ベーメと同じように雰囲気論的な探求を行うハウスケラーは、現代のアーティストが本来的に対象としているのは作品ではなく、大衆それ自体であるという。それゆえ、ハウスケラーは彼らの行いを「雰囲気操作術 (Atmosphärentechnik)」と呼ぶ⁷⁾。

以上のような現代アートを巡る雰囲気論が描き出すものを総じて眺めたとき、アートワールドとは、煽動的な世論空間であると言える。そこは、健全な公共圏とは言いがたく、本当と嘘とが容易には確定されにくい世界である。アートワールドの住人は、作品や理論によって、自分たちが本気で信じているかどうかにかかわらず、何らかの主観的な価値を推奨する。そして、それらの諸価値は情動的な力動性の中で同調、反発、競合を繰り返しながら一般的な通念へと醸成され、他者の賛同を募っていくものとなる。

こうしたことを鑑みたとき、諸技芸から美しい技術が峻別されていくカントの時代においても、実は似たような状況があったことに思い当たる。『判断力批判』⁸⁾においてカントが美しいものに付随する関心について述べるとき、カントは社会の中で自己の主観的価値を推奨し、そして賛同者を募る人々の存在を指摘した。カントによれば、「洗練 (fein)」された人というのは、「自分の快を他人に伝達する傾向があり、それが巧みな人、また客観についての満足度を社会の中で他人と共に感じることができないのなら、その客観がその人を満足させるこ

4) ティエリー・ド・デュヴ「デュシャン以後のカント／デュシャンによるカント」『芸術の名において』松浦寿夫・松岡新一郎訳、青土社、2002年、109頁。

5) Vgl. G. Böhme, *Asthetik*, S. 185f. (G・ベーメ『感覚学としての美学』, 264頁を参照。)

6) A. C. Danto, *The Artworld* (1964), *Aesthetics, Critical Concepts in Philosophy, vol. 2, Aesthetic Theory*, ed. by J. O. Young, New York 2005, p. 22.

7) M. Hauskeller, *I could go for something Koons. Neue Ästhetik und Kommunikative Kunst, Neue Ästhetik, Das Atmosphärische und die Kunst*, hg. von Ziad Mahayni, München 2002, S. 176.

8) 底本としたのは、Weischedel 版であるが、引用箇所についてはアカデミー版の頁数を本文中に示す。

とがないような人」である [297]。しかし、そうした「趣味に卓越した人たち (Virtuosos des Geschmacks)」は、えてして「虚栄」に満ちている [298]。ここに描き出されたのは、徐々に陶冶されていくものではあるが、禍々しいアートワールドに他ならない⁹⁾。だからこそ、カントは、人々を惑わす似非天才達から真の天才を峻別しようとしたのだった。また、快適なものから、魅力や感動から、あるいは様々な関心から普遍的なものを峻別し、美という主観的な価値の提示の仕方を模索したのであった。本稿が「雰囲気論の視点」として目論むのは、こうした主観的な価値の推奨と賛同者の募集という観点において美感的判断を考察することである。以下では、カントの美感的判断を、美しいものの趣味判断に限定し、カントの抽象的な議論をできるだけ実感と共に理解することができるような視座の提供を目指す。

第2章：趣味判断の「僭越 (Anmaßung)」

2-1：「僭越」の意味

自身の主観的な価値判断を他者に推奨することには、常にある困難が伴う。主観的なものは基本的に人それぞれなのであって、他者の主観的な価値に従う理由はない。無理に主観的な価値を推奨しようとするれば、事態は煽動的になる。こうした事情はカントにおいてもよく意識されている。論理的判断が同意を「要請 (postulieren)」するのに対し、美感的な趣味判断は同意を「無理に要求する (zumuten, ansinnen)」のである。

第30節以降の演繹論では、こうした困難が、趣味判断における「僭越 (Anmaßung)」として主題化されている。趣味判断はあらゆる主観に対して普遍妥当性を要求するのだが、演繹とは、趣味判断の「僭越を正当と認めること」[279]であり、そうした判断の「適法性を保証すること」[280]に他ならない¹⁰⁾。このことは、カントの美学が美感的経験論ではなく、無理に要求するための「権限」を問う判断美学であるということをベームが強調する¹¹⁾ 所以

9) ベームはシャフツペリを事例としながら、「市民的公共圏、芸術マーケット、職業的批評家の登場」という新たな社会状況の禍々しさを前提にしつつ、この「新しい荒れ狂う自由の中にいかに秩序がもたらされ得るか」を追求したのが近代趣味論であったと主張する。それゆえ、イギリス趣味論をその起源の一つとして有するカントの判断論は、こうした情動的に襲い来る禍々しいものとの対峙、感情の操作からの自由の確保、という枠組みの中で理解する必要があるだろう。Vgl. G. Böhme, *Asthetik*, S. 174-177. (G・ベーム『感覚学としての美学』, 247-251頁を参照。)

またガダマーの指摘によれば、モードとしての経験的一般性は社会的依存関係を作り出し、またそこから逃れることは難しい。それゆえモードとの調和的な関係の中で如何に自分の自律したスタイルを確保するかが、カント趣味論の要の一つであったと言える。Vgl. Hans-Georg Gadamer, *Gesammelte Werke*, Bd. 1, Tübingen 1999, S. 42-43.

10) 熊野純彦訳の『判断力批判』(作品社, 2015年)では、権限の問題であるということを踏まえ、Anmaßungに「越権」という訳語が採用されている。

11) Vgl. G. Böhme, *Kants Kritik der Urteilskraft in neuer Sicht*, Frankfurt am Main 1999, S. 36. (ゲルノート・ベーム「新しい視点から見たカントの美学」武藤三千夫・阿部美由起訳、『カリスタ』, 6号, 1999年, 50頁を参照。)

でもある。本章ではこの「僭越」の内実を明らかにしたい。

カントは第36節において趣味判断の演繹の課題を規定しており、さしあたってその中で「僭越」の内容を確認することができる。

ただ対象についての自己の快の感情のみから、対象の概念に依存せず、この快を、あらゆる他の主観における同一の客観の表象に係属 (anhängig) するものとして、ア・プリオリに、他人の賛同を待たず、判定 (beurteilen) する判断 (Urteil) は、いかにして可能か? [288]

趣味判断を下すにあたって判断者に経験的な事実として与えられているのは、ただ「自己の快の感情のみ」であり、概念は与えられていない。ところが、それでもなお判断者は他の人びとにも自分と同じ判断を無理に要求する。これが「僭越」の意味合いである。ではこうした趣味判断の僭越を正当化する方法としてはどのようなやり方が考えられるか? 例えば、第22節での叙述を鑑みることで [239]、趣味判断において与えられる快感情を「個人的な感情 (Privatgefühl)」ではなく、「共同体的な (gemeinschaftlich) 感情」として理解するという道筋も考えられる。しかし、自身に与えられている感情が実は共同体的なものでもあった、というように、経験的な快感情をそのまま理念的なものへと横滑りさせることがあってはならない。快感情を準客観的なものとして理解するのであれば、趣味判断を下すことに伴う「僭越」が霧消してしまったかのような腑に落ちないものを感じる。理念的であることがそのまま権利付けを意味するのではないのであって、こうした理解は、理念的な共同体感情を事実問題の延長線上に見ていることに等しい。

カントが意図しているのは、私たちが自身の快感情を判断するにあたって、この理念的な共同体感情、つまり「共通感覚 (Gemeinsinn)」を「単なる理想的規範」[239] として用いることである。判断者は、経験的に与えられた自身の快感情を、理念的な共通感覚を通じて反省的に吟味するのである。だから、自身の快感情と理念的な共通感覚とは全く別の事態でなければならない。両者の間に存在する溝を埋めてしまったのでは、僭越の問題を回避することになろう。趣味判断の僭越の正当化は、経験的な感情に過ぎないものに普遍妥当性を付与するというこの不均衡を残したままでの正当化でなければならない。

2-2: 経験と判断

しかしながら、ここで一つの疑問が湧くかもしれない。快感情を吟味するということは、私たちにとって「判断」の先に快感情が与えられていることになる。しかし、カントは第9節において、むしろ「対象の判定 (Beurteilung)」が「快感情」に先行することを明言していたのではなかっただろうか? この点に関して検証するため、ここでは「調和の感情」が与えられる過程のよく分かる第21節の議論をまとまった形で引用しておきたい。

しかし、認識が伝達され得るべきであるなら、心の状態 (Gemütszustand) も、すなわち認識一般のための認識諸力の調和 (Stimmung) も普遍的に伝達され得るのでなければならない。しかも、ある表象から認識を作るためにその表象（それによって私たちに対象が与えられる）にとってふさわしい釣り合いの比率 (Proportion) も普遍的に伝達され得るのでなければならない。というのも、こうした調和が認識の主観的条件として欠けているなら、認識が結果として生じることはあり得ないからである。〈中略〉しかし、この認識諸力の調和は、与えられる諸客体の相違に従って、それぞれの異なった釣り合いの比率を持つ。しかし、それにもかかわらず、この内的な関係が、（一方をもう一方によって）生気づける (Belebung) 上で、（与えられた対象の）認識一般に関連して二つの認識諸力にとって最も役に立つ関係であるようなそうした或る調和が存在する。この調和は感情によって以外に（概念に従ってではなく）規定することはできない。さて、こうした調和自体は普遍的に伝達され得るのでなければならないので、それゆえ（ある与えられた表象における）調和の感情も普遍的に伝達され得るのでなければならない。ただし、感情の普遍的な伝達可能性は共通感覚 (Gemeinsinn) を前提とする。こうして共通感覚は根拠をもって想定され得るであろう。[238-239]（下線は古川）

なによりも確認しておかねばならないのは、ここでの叙述が趣味判断を限定的に論じているのではなく、認識一般をまず話題にし、そこから趣味判断へと議論を移行させている点である。したがって、「心の状態 (Gemütszustand)」やその普遍的伝達可能性は、美感的な判断についてのみ関係するのではなく、認識一般において常に関わっているものであると理解されねばならない。この「心の状態」は、「認識諸力の調和 (Stimmung)」と言い換えられているように、認識諸力の関係比率が、当該の対象に沿うよう適切に「調律 (stimmen)」される際の状態感として、一種の「気分」の形として私たちに与えられる。私たちは日常において、特に意識をしていなくても情緒的に空白ということはなく、常に何らかの「気分」と共にある。Gemütszustand とは、辞書的にも素朴に与えられている通り、こうした「気分」を意味していると捉えたい。

さて私たちが問題にしているのは、「対象の判定」が何を指し、それがいつ行われ、そしてそれがどのように私たちに与えられるかである。認識諸力の調和はそれぞれの対象の認識に応じて様々なケースが存在し、その認識諸力の関係性は普遍的に伝達され得る。対象の判定とは、こうした認識諸力の調和および伝達可能性に関する判定に他ならない。

ところで、カントによれば、構想力と悟性とがお互いに生気づけあい、その関係比率がやはり普遍的に伝達され得るようなそうした特別の調和的な判定ケースが存在するという。しかもそうしたケースにおいては、「調和の感情」が与えられ、快がその結果として生じる。すなわち、美しいものが対象であるケースである。対象の判定が快の感情に先行するとは、このことを指す。

以上のことを図式的に整理してみよう。快の感情という美感的経験が与えられる過程では、

与えられた対象に即した適切な認識諸力の関係比率が生き生きしたものとして判定され、そうした生き生きとした関係性の「調和の感情」が「感覚 (Empfindung)」[219] を通じて結果的に快感情として私たちに経験的に与えられる。一方、趣味判断を行う際は、この結果として生じた快感情をもとにし、この快は“普遍的に伝達可能な認識諸力の調和的な関係比率の結果である”ということが反省作用の中で事後的に意識される。最終的に判断者はこの快感情に関して美しいという言葉を使用する。

本章が主題化していた「僭越」の問題に戻ろう。以上の考察から確認されたのは、趣味判断における快感情は自分にとってだけ経験的に与えられたものだけということである。それは、例えば、第 1 節における「自分自身を感じる」という叙述や「生の感情」[204] という言葉と結びつけて理解してもよい。一方、「共通感覚」や「普遍的伝達可能性」は判断における反省の中で初めて事後的に意識される。こうした感情の経験と判断とが全く別の事態であるからこそ、経験的に主観的な快感情に普遍妥当性を要求するという不釣り合いな事態を「僭越」として主題化することが意味を持つと言える。

第 3 章：世論空間の中の趣味判断

3-1：真摯で誠実な自己申告

では次に、主観的な価値判断を他人に推奨するにあたって、そうした「僭越」がカントにおいて如何に正当化され得るのかを確認していきたい。これは、つまり、「演繹」という『判断力批判』の本旨に直接かかわる問題である。とはいえ、演繹論の多少とも大仰な課題設定に比べ、与えられる解答は、いささか拍子抜けするような単純な解答であるようにも感じられる。

趣味判断は、ただ次のように主張するだけである。すなわち、私たちが私たちの中に見出すのと同じ判断力の主観的諸条件をあらゆる人間において普遍的に前提することのできる権限 (berechtigt) が私たちには与えられており、さらになお、私たちはこうした条件の下に、与えられた客体を正当に包摂したのである、と。[290]

すなわち、趣味判断を下すすべての人間の中に前提される主観的諸条件は、同じものであるとみなしても構わないのであり、そうした諸条件は正しく機能しているのだから、私たちは趣味判断においてすべての人間に同様の判断を要求することができるというのである。勿論こうした説明を単なる事実問題として捉えたのなら、カントは随分と素朴な発想をしているということになるであろう。しかし、当然のことながら、ここで論じられているのは権利問題である。カントは美の分析論において、共通感覚の理念をはじめとして、様々な主観的

な諸条件の心理的なメカニズムについて語る。だが、前章において確認したように、これらがそのまま経験的事実として私たちに与えられているのではない。

では、分析論において様々に考察された主観的諸条件は、趣味判断の普遍妥当性を正当化する上で、どのような役割を果たすのだろうか？ カントによれば、趣味判断の普遍妥当性は、判断に関わる主観的諸条件を反省的に「自覚」ないし「確信」しているということによって根拠づけられる。例えば、「無関心性」については次のように言われる。

ある人が、ある物についての満足がその人自身の下において、あらゆる関心を免れているということを知覚 (sich bewußt sein) しているようなそういった物があって、その物をその人が判定するならば、その物があらゆる人にとっての満足の根拠を含んでいるに違いないと判定する以外にあり得ない。[211]

すなわち、趣味判断を下すことの正当性は、「関心」を免れているという「事実」によってではなく、関心を免れていることの反省的な「自覚」によって保証される。たとえ判断の内容がお互いに一致していないという状況があるとしても、判断者が適正な反省操作を行ったという「自覚」や「確信」があるのなら、そうした判断を下しても構わないということである。このことは他の趣味判断の契機においても同様である¹²⁾。

それでは判断者がこうした自覚や関心とのかかわりで判断を行っているという事態は、どのような形で明らかになるのだろうか。第8節においてカントは次のように述べる。

したがって、普遍的な意見は単に理念に過ぎない。〈中略〉趣味判断を下している人が実際に (in der Tat) この理念に従って判断しているかという点、これは不確かである。しかし、その人が趣味判断をやはりこの理念に関係づけているということ、よってこの判断が趣味判断であるべき (sollen) だということを、その人は美という表現によって告知しているのである。[216]

ここには、一見、論理的な転倒が潜んでいるように思える。素朴な発想をするならば、何かを「美しい」と表現するのは、そこに普遍妥当性を要求できる何らかの根拠が存在するから、つまりここでは判断がある「理念」に従って下されたという事実が存在するからと考えたくなるであろう。ところが、カントが指摘しているのはその逆である。「美しい」という表現を使用しているということ自体が、「理念」に従って趣味判断がなされたということを示しているのだという。しかも、「美しい」という表現によって示唆されるのは、「理念」に従ったという事実ではない。事実として「理念」に従ったかどうかということは、カントがはっきり

12) 「概念に基づかない」認識諸力の「関係」を「自覚 (Bewußtsein)」すること [219]、また「合目的性の形式」を「自覚する (sich bewußt sein)」こと [221]、そして「共通感覚」の原理の下に「正しく包摂した」と「確信する (sicher sein)」こと [239]、これらのことにより、趣味判断の僭越を正当化する根拠が与えられる。

述べているように、不明確である。ここで示唆されているのは、sollen という言葉に見て取ることができるように、「理念」に従って判断したということの主観的な「自覚」「確信」に他ならない。

以上のことから、何かを美しいと表現する趣味判断と主観的諸条件の反省的な自覚との間には、一種の論理上の循環が生じているのが分かるであろう。それは、ちょうど道徳法則と自由とのよく知られた根拠関係を彷彿させるような循環である。こうした循環を把握するために、ここではカントが他の主観的諸条件の箇所で使用している「現実的 (wirklich)」[239] という言葉を有効活用したい。すなわち、主観的諸条件の自覚は、趣味判断の僭越をおかず上での権利上の根拠になっているが、一方、趣味判断の僭越は、主観的諸条件を自覚していることの現実的な根拠になっていると言える。

このような循環が興味深いのは、現代アートにおいて主題化された問題性と関わるからである。趣味判断を行うことの正当性が論理的な循環の中にあるとすれば、そうした正当性は、言わば「真摯で誠実な自己申告」に基づくことになる。これは、ティエリー・ド・デュヴが指摘する「宣言」や「人権」の問題と類似する。趣味判断の正当性は、判断の心理メカニズムを分析し、その「事実」性を探り当てることによって保証されるのではない。「人権」が人間の肉体を検査し、何か生理的な「事実」を発見することによって保証されるのと同様である。趣味判断の正当性の根拠は、結局は判断者が判断の際に適正に主観的諸条件を「自覚」「確信」したということ、このことを美しいという表現を通じて自己申告したという事態へと帰結するのである。

3-2: 発言者

しかしながら、美感的判断は無論、個人的な回路の中に閉ざされているわけではない。確かに、「美しい」という表現は、自身の主観的諸条件を個人的に自覚・確信したことの自己申告に他ならない。ところが、こうした個人的な自己申告がいわば「宣言」として他者の中に投げ込まれたとき、それは社会性を帯びたものとなる。以下ではカントの判断力が一種の世論空間の中に置かれているかのように描き出されていることを確認したい。

第 8 節において、カントは普遍妥当性を要求する趣味判断の僭越を語用論的な視点から特徴づける。

普遍妥当性に対するこうした要求は、私たちが何かを美しいと言明 (erklären) するような判断にまさに本質的に属しているので、判断の際にそうした普遍妥当性を考えないのなら、このような表現を使用しようとするのは誰も思いつかず、概念なしで気に入るものはすべて、快適なものに数え入れられてしまうだろう。[214]

カントがここで指摘しているのは次のことである。すなわち、美しいという言葉の使用それ自体が、その使用者と同様の判断を他のあらゆる人びとに対しても要求していることを意味する。こうした叙述に、他の箇所でもたびたびカントが使用している *erklären* という言葉が用いられていることに注意が必要であろう。*erklären* には、「はっきり述べる」ということだけでなく、「公言」「宣言」などのニュアンスが含まれている¹³⁾。それゆえ、判断者は単なる観察者に留まっただけではない。判断者は、必ずしも実際に発話するわけではないものの、あたかも世論空間の中で他の人々に向けて自身の主張を行い、そして賛同者を募る発言者としての態度を備えていると言える。

また、こうした発言者としての態度が、現実の判断者にのみ想定されているのではなく、この判断者の主張を根拠づけるすべての他人の可能的な判断に関しても、そうした発言者としての態度が想定されている。第40節で、カントは趣味をセンスス・コムーニス一般の一種であると述べる。センスス・コムーニスは「共同体感覚 (*gemeinschaftlicher Sinn*) の理念」として、「総体的な人間理性」[293] と自身の判断とを照らし合わせる。つまり、その理念的共同体の構成員である「他のあらゆる人の立場へと自分を置き入れる」ことによって判断を行う [294]。ただし、センスス・コムーニスが趣味判断の形で作用する場合、つまり「共通感覚 (*Gemeinsinn*)」として働く場合、判断は感情に基づくのであって概念に基づくことはできない。着目すべきは、「共通感覚」の術語が導入される以前の第8節で、判断者の判断を支えるそうした規範が「普遍的な意見 (*allgemeine Stimme*)」と表現されている点である [216]。これは理念的共同体の総意としての情動性を帯びた「声／世論 (*Stimme*)」に他ならない。だから、そうした「総体的な人間理性」は発言者の形をとって想定されていると言える。判断者は、まるで誰もが適正な判断に基づいて発言し得るような理想的な公共圏の代表者として主張を行っているかのように描き出されるのである。

結 び

本発表は、主観的価値を他人に推奨するという事態に着目する雰囲気論の視点から、まず趣味判断に備わる「僭越」の内実を検証した。そして、その僭越を冒す権利の根拠が判断者の真摯で誠実な自己申告に帰結していくことを確認した。無論、そうした自己申告は「宣言」として社会性をも帯びている。そうして、判断者は世論空間における発言者のごとき態度を有する。しかも、そうした判断者を支えるべく顧慮されるあらゆる他人の存在も、普遍的な発言者という形をとって想定されているのであった。

13) 熊野純彦訳の『判断力批判』（作品社、2015年）では、*erklären* に「宣言」という訳語が与えられている。

では、こうした考察から何が得られるのだろうか？ 例えば、ビルギット・レキは、カントの思想を独我論的であるとみなす論者たちから、次のような批判が向けられる可能性を指摘している。すなわち、「普遍化によってあらゆる他人を求める反省」においては、「具体的な他人」が見落とされているのではないかという批判である¹⁴⁾。確かに、趣味判断の普遍妥当性ということを考えてとき、あらゆる他人が普遍的に表象されるような理念的世界を、私たちは、趣味判断の普遍妥当性が成就される理想状態と考えたくなる。そうなれば、このユートピア的な理念世界こそが真の共同体世界であり、そして具体的な他人が住まう現実世界はその影のごとき存在となるだろう。しかし、すでに第 2 章において確認したように、「共通感覚」によって説明される心理メカニズムは、事実として与えられているのではなく、趣味判断の僭越を冒す権利を保証するために反省された主観的条件に他ならなかった。

『判断力批判』の叙述を見たとき、カントの眼差しはむしろ禍々しい現実の世界に向けられている。判断者はユートピア的な匿名性の中に埋没するのではなく、理念的世界を後ろ盾として積極的に自らの主観的価値を現実の他人に推奨し、賛同者を募る存在である。無論、カント自身たびたび述べているように、私たちは趣味判断において普遍妥当性の要求がお互いに退けられることを経験することがある [214]。しかし、それでもなお、私たちは僭越にも他人に対して自分と同じ判断を要求することができる。このことは、趣味判断の骨子の一つであり、これは、裏を返せば他人の趣味を否定する権限をも与えられていることだと言ってよい。第 56 節の弁証論の中で述べられているように、趣味については「論議 (disputieren)」できないが、「論争 (streiten)」する権利はあるということである [338]。したがって、カントの趣味判断において示されているのは、現実の他人を捨象するような態度ではなく、他者と強く向き合う態度である。あるいはむしろ、自分自身こそが相手にとっての他者に他ならないということを踏まえた態度であると言ってもよい。だからこそ、「僭越」が主題化されるのである。当然、その際の趣味判断は、自己中心的であってはならず、そして、真摯で誠実な自己申告でなければならない。また個々の論争が社会の趣味の陶冶につながらねばならないのも勿論である。

本稿は日本カント協会第 38 回学会（2013 年）の発表原稿に加筆修正を施したものである。

14) これに対してレキは、あらゆる他人の立場に自分を置き入れるためには、それに先立って目の前の具体的な他人に対する立場を知る術を心得ていなければならない、このことをカントもよく踏まえていると述べる。Vgl. Birgit Recki, >An der Stelle [je]des andern denken. < Über das kommunikative Element der Vernunft, *Die Vernunft, ihre Natur, ihr Gefühl und der Fortschritt*, Paderborn 2006, 121f. ビルギット・レキ 「『〈あらゆる〉他者の立場で考える』——理性のコミュニケーション要素について——」 鈴木賢子訳、『カリスタ』, 13号, 2006年, 44頁以降参照。

Abstract

Kants Geschmacksurteil unter dem Gesichtspunkt der
Theorie der „Atmosphäre“

Hiroaki FURUKAWA

Eine Atmosphäre betrifft uns affektiv und mutet uns wie deren Charakter an. Die Theorie der Atmosphäre als neue Ästhetik macht es sich also zur Aufgabe, den Einzelnen der Manipulation seiner Gefühle zu entreißen und ihm die Freiheit zurückzugeben. Kant ist sich auch der Manipulation des Ästhetischen bewusst. Er wendet die Worte „zumuten“ oder „ansinnen“ auf subjektives Geschmacksurteil an und thematisiert so die Rechtfertigung der „Anmaßung“ des Geschmacksurteils. Das Geschmacksurteil ist eine Erklärung und die Urteilenden verhalten sich, als ob sie ihre eigenen Meinungen an die Öffentlichkeit bringen. Unter dem Gesichtspunkt der Theorie der Atmosphäre verstehen wir, dass Kants Theorie das Recht zum Streiten über Geschmack zu garantieren versucht, indem jeder nicht für sich selbst das Gegenüber als jemand anderen, sondern nämlich dass man sich selbst als jemand anderen für das Gegenüber versteht.